

「としま情報スクエア」

区内のケーブルテレビ(としまテレビ 地上111ch)で区の情報番組を生放送でお届けします。
◇毎週木曜日～翌月曜日 午前11時から20分間◇再放送3回(午後5時・10時、翌朝午前7時)

発行:豊島区 編集:政策経営部広報課
〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 ☎3981-1111
ホームページ <http://www.city.toshima.lg.jp/>
平成30年(2018年)12月1日発行(毎月1・11・21日発行)



TOSHIMA CITY
2019年
「東アジア文化都市」
国内都市

サクラヌ biz 第2回としまフェス ～女性起業家応援イベント～



12月10日(月) 午前10時～午後6時
としまセンタースクエア
(区役所本庁舎1階)

◀オリジナルスマートフォンスタンド



▲おいしくてかわいい!アイスボックスクッキー

◇女性の起業を応援する「サクラヌ biz 応援プロジェクト」の一環として、女性起業家によるオリジナル商品や雑貨販売、ハンドメイドやお菓子のワークショップ、無料相談コーナーなどを開催。当日直接会場へ。
担当実行委員会 本田☎6875-7720

自動交付機は
12月末でサービスを
終了します

自動交付機用のカード(区民カード)をご利用の方は注意してください。マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニで住民票の写し・印鑑登録証明書・税証明書を取得できます。ぜひご利用ください。
問証明グループ☎3981-4766

パブリックコメント

「第2次豊島区環境基本計画(素案)」をまとめました

環境の保全に関する総合計画である「豊島区環境基本計画」の改定にあたり、計画の素案をまとめました。この素案について、パブリックコメント(意見公募手続)制度に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きします。
●閲覧できます…素案の全文は12月28日まで、環境政策課、行政情報コーナー、豊島清掃事務所、区民事務所、図書館、区民ひろば、区ホームページで閲覧できます。
●ご意見をお寄せください…便せんなどに①ご意見②郵便番号・住所③氏名または団体名(代表者名・担当者)を記入し、郵送かファクスかEメールで12月28日(必着)までに「環境政策課環境計画グループ☎3980-

5134、☎A0029180@city.toshima.lg.jp」へ。直接当グループ窓口へ持参も可※個別に直接回答はしません。
問当グループ☎3981-1597

福祉

高額医療合算介護サービス費の支給制度があります

医療保険と介護保険の月ごとの自己負担限度額を適用後に、世帯内で1年間(8月～翌年7月末)の自己負担合計額が年間自己負担上限額を超えた場合、申請により超過分を支給します。平成30年7月31日現在、後期高齢者医療制度または豊島区国民健康保険に加入していて、支給対象になる方には、各医療保険者から申請書が送付されます(平成31年2月以降に送付予定)。そのほかの方は平成30年7月31日現在加入している医療保険担当窓口にお問い合わせく

ださい。なお、申請に必要な介護保険の自己負担額証明書は、介護保険課に申請してください。
問当課給付グループ☎3981-1387

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方へ

平成31年1月1日から心身障害者医療費助成制度の対象になります。事前に申請が可能です◇手帳、健康保険証、印鑑を持参。詳細は問い合わせてください。
問障害サービス給付グループ☎3981-1963

「特別養護老人ホーム(仮称)ケアホーム板橋」の相談・申込みを開始します

都は、複数の区が共同で利用できる特別養護老人ホームの整備を進めています。サービス内容や利用料金など詳細は当施設開設準備室へお問い合わせください。

◇開設予定日…平成31年6月1日(出)
◇定員…200名
◇所在地…板橋区向原3丁目7番
☎電話で当室☎042-783-0900へ必要書類を取り寄せ、申込み※豊島区在住の方も申込み可。板橋区の「入所基準」に準じて、必要性の高い要介護者から優先的に入所。

地域包括ケアシステムと在宅医療～地域包括ケアシステムは、みんなのまちづくり～

12月19日(水) 午後5時15分から…としまの体操、午後6～8時…講演としまセンタースクエア(区役所本庁舎1階)◇「だいきなまち、豊島区で元気にくらしつづけるために」をテーマに、国や都、区の取組みについて「知る」「学ぶ」「体験する」講座。当日直接会場へ。
問あうるへるすの会☎5985-0506、☎owlhealthtoshima@gmail.com

12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です

東京都と区市町村は、安定した税収確保と納税義務の公平性確保を目指して、様々な徴収対策に取り組んでいます。区では次のような取組みを実施します。
問税務課整理第一・第二グループ☎4566-2362

- 催告書の発送…平成26年度第1期分(平成26年6月30日納期限)～平成30年度第2期分(8月31日納期限)の納付が確認できない方へ、11月26日に催告書を発送しました。期限内に納付してください。
- 督促状の発送…平成30年度第3期(10月31日納期限)の納付が確認できない方へ、11月27日に督促状を発送しました。期限内に納付してください。
◇納付方法…納付書、口座振替、モバイルレジ、インターネットによるクレジットカード納付など。それぞれの手続き方法は、区ホームページ参照お問い合わせください。
- ◇納付が困難な場合は必ず相談してください…病気や退職などによりやむをえず納期限までに納付できない場合や、生活が困窮している場合は、分割納付などの納税相談を行なっています。毎月第2日曜日(12月開設日/9日(日)午前9時～午後5時)、夜間相談窓口(12月開設日/5日(水)午後5～9時)にも窓口相談を行なっています。早めに相談してください。
- 滞納処分の強化…納期限までに納付がない場合、電話催告・訪問催告を行ないます。区が委託した納付案内センターが電話や訪問で納付案内を実施します※訪問員は必ず区が発行する身分証を携帯しています。税を直接徴収す

- ることはありません。納期限までに納付も相談もない場合は、差押えを行ないます。平成29年度は約2,700件の差押えを実施しました。
- 弁護士による生活再建相談会…12月20日(木) 午前10時～正午 としま南池袋ミーティングルーム◇債務整理に関する講演。当日配布の自己点検シートをもとに、当日午後または後日、弁護士による個別相談可◇区民の方◇50名。当日先着順受付。
問(弁)ブレインハート法律事務所六本木オフィス☎6434-9874

●こんな時にはご注意ください

- ①区外に転出する場合…1月1日現在の居住地で課税されるため、課税された年の途中で区外に転出する場合や日本国外に出国する場合は、区に1年度分の特別区民税・都民税を納付する必要があります。出国などで国内に住所を持たなくなる方は、納税管理人を届け出る義務があります。
- ②毎月の給与から住民税を引かれていた(特別徴収)方がその会社を退職した場合…特別徴収にならない残りの住民税は普通徴収に切り替わり、納税者自身が納付書などで納付することになります。